

令和4年度第3回
総 合 計 画 審 議 会

令和4年10月6日

逗子市経営企画部企画課

令和4年度第3回総合計画審議会

日時 令和4年10月6日（木）

午後6時00分～午後8時14分

場所 逗子市役所5階 第2会議室

出席者

出石会長、磯部副会長、佐藤成人委員、藤井委員、佐藤英夫委員、小川委員、三原委員
田宮委員、藤江委員、山口委員、佐野委員、星山委員、中畠委員
福井経営企画部長、福本経営企画部担当部長、大木防災安全課長、西海総務課長
黒羽経済観光課長、青柳環境都市課長、三澤まちづくり景観課長、新倉緑政課長
中村資源循環課長、津田都市整備課長、須田下水道課長、鈴木消防総務課長

欠席者

池谷委員、志村委員

事務局

仁科経営企画部次長、四宮係長、鈴木主任（記録）、神山主事、荻谷主事

次第

- 1 開会
- 2 総合計画案の審議に係る審議会等の予定について
- 3 中期実施計画第3節について【審議】
- 4 中期実施計画第4節について【審議】
- 5 閉会

配付資料

- ・資料20 中期実施計画案＜第3節＞
- ・資料21 中期実施計画案＜第4節＞
- ・資料22 重要業績評価指標（KPI）の設定根拠＜第3節＞

- ・資料23 重要業績評価指標（K P I）の設定根拠＜第4節＞
- ・資料24 【調書2】前期実施計画からの変更点＜第3節＞
- ・資料25 【調書2】前期実施計画からの変更点＜第4節＞
- ・参考7 総合計画案の審議に係る審議会等の予定

(仁科経営企画部次長)

それでは、ただいまから第3回総合計画審議会を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、逗子市総合計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、今回Zoomのほうでも録音をしておりますことをご了承ください。

本日の会議、現在9名の委員の方にご出席いただいております。

総合計画審議会条例に定める定足数に達していることから、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。

本日の議題は、次第にありますように、総合計画案の審議に係る審議会等の予定について、中期実施計画第3節について、中期実施計画第4節についてとなっております。

本日は、逗子市総合計画審議会条例第8条に基づき、各所管の課長が出席しております。

審議の途中、第3節が終わったところで職員の入替えを予定しております。

それでは、本日の資料の確認をいたします。

事前にお送りしました資料としましては、次第を含めまして資料20から25、そして、参考7となっております。今回9月22日に予定しておりました審議会を来週に送っておりまして、本日は第3節、第4節の審議となりますので、その分の資料を手元にご用意お願いいたします。

配布漏れ等はありませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

(仁科経営企画部次長)

それでは、早速ですが、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。

ここからは会長に進行をお願いいたします。

(出石会長)

それでは、会長です。

前回は大変申し訳ありませんでした。前回9月22日、私もついにコロナにかかりまして、出られないということがありました。市の担当課の出席の関係があるので、順序を入れ替えることができないので、今日は当初の10月6日に予定していた3節、4節ということになります。

最初に、次第の2の総合計画案の審議に係る審議会等の予定についてをまず事務局から説明をいただきまして、その後、第3節、第4節を1つずつ、審議を進めてまいりたいと思います。

案件が多いので、円滑な進行にご協力をお願いいたします。

それでは、次第の２、総合計画案の審議に係る審議会等の予定について、まず事務局からご説明をお願いします。

（仁科経営企画部次長）

それでは、お手元に参考７、総合計画案の審議に係る審議会等の予定をご用意ください。

今回、これまで10月中の総合計画審議会の日程を決めさせていただいたところに、さらに、第６回、第７回、11月と12月に審議会の予定を追加させていただきました。第６回につきましては、第５回までにいただきましたご意見を整理しまして、答申としてまとめるための審議です。第７回につきましては、隣の欄にあります、まちづくり審議会、都市計画審議会等の審議を踏まえた上での審議というのを12月に予定しております。

こちらのほうのご説明をこれまでしておりませんでしたので、若干補足の説明をさせていただきます。

総合計画とまちづくり基本計画を一体化しているという説明をこれまで何度かさせていただいておりますが、まちづくり条例の中で、まちづくり基本計画を策定、または変更するときは逗子市まちづくり審議会の意見を聞くという形で規定されております。従いまして、今回資料の調書３、資料の９、これは差し替えが②になっておりますけれども、そちらのほうにまちづくり基本計画に係る変更部分という資料を以前お送りしておりますが、この部分につきまして、まちづくり審議会、そして、まちづくり基本計画の中に都市計画マスタープランが包含されておりますので、都市計画審議会につきましても、この関係で審議をする必要がございます。

このため、まちづくり審議会、都市計画審議会が10月、12月に開催されます。その審議の結果を受けまして、12月22日に第７回の総合計画審議会を開催させていただく予定といたしました。

この先のスケジュール、総合計画審議会の審議の後のスケジュールにつきましても、ご説明をさせていただきます。

資料７の２ページ目になりますが、来年の話になります。総合計画審議会の答申をおまとめいただきました後で、年明けから基本構想改定案のパブリックコメントを行います。日にちにつきましては、今仮置きとなっておりますが、年明け早々に行わせていただく予定としております。

また、市議会第１回臨時会が１月中に行われる予定ですので、そちらで中期実施計画案の審議を議員と行う予定としております。

その後、中期実施計画案のパブリックコメントを２月から３月にかけて行うということと、

基本構想案の改定案につきましては、2月下旬から開催されます市議会の第1回定例会のほうに提案をするという予定になっております。このような形で3月中に総合計画を決定するというようなスケジュールを今検討しております。

資料、参考7の説明につきましては、以上です。

(出石会長)

ただいまのこのスケジュールについて、何かご質問等がありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

(出石会長)

特によろしいですね。

では、このスケジュールで今後進めてまいります。

続きまして、それでは、3の中期実施計画第3節について審議してまいります。

こちらのほうを事務局から説明いたします。

(仁科経営企画部次長)

第2回の総合計画審議会におきまして、第1節の審議を行った際に、磯部副会長からご意見をいただきまして、いわゆる調書2とっているものですが、前期実施計画から削除した事項の理由であるとか、中期実施計画に新たに記載することとなった事項につきましては、補記してほしいというご要望がございました。この補足の資料によりまして、審議を効率的に行うことができるというご要望でした。

第1節につきましては、その後、先に資料をお送りしておりますけれども、本日第3節、第4節につきましては、その考えの下に補記したものをあらかじめお送りしております。

補記した内容の説明になります。

今画面共有されておりますが、「包含」と書かれたものは、当該取組の内容が別の項目、実施計画案の中のどこかに含まれているというものです。

「特筆不要」としたものは、当該取組自体は継続しているが、中期実施計画案に特筆すべき内容ではないと考えるものについてです。

「完了」は、当該取組が前期実施計画期間中に完了しているものです。

「中止」は、当該取組を中止するものというところですが、中期実施計画において継続しないもの、あるいは中期実施計画に記載していないというものを中止としています。

「廃止」、こちらは当該取組に係る制度等をなくすものとしています。

この5つの区分をいたしまして、補記をしております。

また、次に、中期実施計画から新たに記載する事項につきましては、中期実施計画案のほうに点線で囲むというような形で新規であるとか、一部新規というような表記をさせていただいています。これは全く新しい取組であるというもの以外に、前期実施計画には記載されていなかった取組も含まれています。

それでは、本日は資料第3節、第4節のご審議をお願いするのですが、まずは第3節からお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

(出石会長)

それでは、まず、第3節自然と人間を共に大切にするまちになりますので、今使う資料としては資料20、それから、調書2である24、それから、K P I の22、この3つを使って、内容的には資料20になりますけれども、説明があったとおり、削除するものが資料24のほうに載っていますから、それら含めて全体的に議論をしてまいりたいと思います。

項目ごとではなくていいですよ、全部まとめて。順次したほうがいいですか。

(仁科経営企画部次長)

そうですね。前から順でも結構ですし、今までは気がついたところでしたが、1ページ目から見ていただいてもいいと思います。

(出石会長)

どちらにしても、結局全体に関わったりと、他の節に関わったりする面も出てくるし、ただ、それはそれで私の進行でうまく仕切れればと思いますので、それでは、第3節の1、自然を大切にするまちを、まずご意見をいただきましょう。

資料20でいうと、3ページから11ページまで。

ご意見等ありましたら、質問でも結構ですが、お願いしたいと思います。

磯部委員、お願いします。

(磯部副会長)

磯部です。

緑豊かな自然環境の保全というところで、この場を書くべきものではないと思うのですが、逆に、私は住民自治協議会で、防災の関係で崖崩れの注意箇所について調査したのですが、崖崩れそのものの対策も大切ですが、崖の上に生えている木が大きくなり過ぎて、倒れてきそうだという場所が何か所も、沼間小学校区でありました。その件に関しては、ここの場所に入れるのかどうか分からないのですが、ただ一概に緑を豊かにすればよいのではなくて、そういった緑が豊かになった関係での副作用といったものに関しても、どこか総合計画の

中で書いていただきたいと思います。

以上です。

(出石会長)

ちょうど今画面に出ているところが、緑の保全のほうを書いてあるのですが、ただいまのご意見について、まず所定のところからやりましょうか。

藤江委員ですね。どうぞお願いします。

(藤江委員)

私のところも、家の裏が逗子市の市営の墓地になっているのです。そこに大きな木があって、直径30センチ、もっとあるかな。そういうのがあって、そこからタイワンリスが出てきたりするので、役所のほうに電話をしたら、それを何かする予算は今ありませんと言われてしまって。でも、結局は先週来てくれたのです、役所のほうから。ああいうのもちゃんと、誰が受け付けるんだというふうなこと、今副会長がおっしゃっていたようなことが結構随所にあるのではないかなと私も思います。私の裏にも30センチから50センチぐらいの大きな木が生えてしまって、その中にリスだとかなんかが巣を作っているのです。そういうのもちゃんと分かるようにしたほうがいいのではないかなと私も思います。先ほどのご意見に賛成です。

(出石会長)

それは、緑の保全の反作用というか、副作用ということですよ。

(藤江委員)

そうです。

(出石会長)

では、事務局、お願いします。回答でも結構です。

緑政課長、どうぞ。

(新倉緑政課長)

緑政課の新倉です。よろしくお願いいたします。

今お話がありましたように、緑政課のほうでも安全対策が重要だということで、今回改めて新規として5ページのところに、緑豊かな自然環境の保全という取組で、緑地維持管理事業、それから、6ページのところに緑豊かな自然環境の保全及び市民の安全対策ということで、緑地安全対策事業を新たに掲載させていただくということで対応させていただく予定でございます。

(藤江委員)

よろしくお願いします。

(出石会長)

今の2項目が実際にそういう緑をただ守るだけでなく、市民の安全を守っていくんだということでしたが、磯部副会長、よろしいですか。そこで、読むということだそうですが。

(磯部副会長)

次のページの新規というところで、緑地の崩落を防ぐためと明確に書いていただいているので、結構です。

(出石会長)

では、ほかにご意見等お願いします。

中畠委員、お願いします。

(中畠委員)

取り組みの方向1のところでは2点あるのですが、1点目は、3ページの重要行政評価指標（K P I）のところなのですが、自然の回廊を活用したイベントを年2件以上支援しているというふうになっているのですが、これは解説というか、K P Iの説明のほうに、比較的予算の要らないような事業というようなことも書いてありますので、それを現在1件程度やっているということを2件以上支援しているという目標で、いいのかな、目標がちょっと小さいのではないかなということを感じた次第です。同じイベントを指標とするのであれば、イベントの参加者ですとか、そういったところを取っていったらどうかというふうに思いました。

2点目は、5ページのK P Iのところなのですが、公園への花苗の植栽が年2,500個以上となっているということがあるのですが、みどりの保全と緑化の推進という点にとっては逗子においてはやはり既存緑地を保全していくということと、それから、まちなかの特に住宅における緑を増やしていくということが結構重要なのではないかと思います。取組としても既に生け垣ですとか、シンボルツリーの取組などもされているので、花苗を年何千個植えていくというのを、1年1年やっていくのを2,088個を2,500個に増やすのを目標とするのではなく、もう少し住宅地ですとか、既存緑地のほうの指標を重要評価指標に持ってきたほうがいいのではないかなと思いました。具体的なアイデアとしては今はないのですが、そんな感想です。

以上です。

(出石会長)

それでは、1点目のほうの3ページのK P I、甘いのではないかということでしたが、こちらについて。

2点目もそうですか。

(仁科経営企画部次長)

2点目は緑政課。

(出石会長)

では、どうぞお願いします。

(黒羽経済観光課長)

経済観光課の黒羽と申します。よろしくお願いいたします。

自然の回廊を活用したイベントで年2回以上支援というところですが、こちらについては、市民と協働で実施するというので、市民団体がオリジナルで企画されたりした中で、その自然の回廊と一緒にPR、活用していくという形になっておりますので、件数としてもともと少ないものであるというところが1つ、それをPRしていろいろ提携したりすることによって増やしていこうというところで、今のところ2件という形にK P Iとして載せています。

先ほどの人数の件につきましては、イベントによって参加者の上限がぶれたりしていますので、K P Iで出すところの平均値といったものが出せないような状況になっているので、今回は件数でやらせていただいた形になっています。

(出石会長)

2つ目の5ページのほうのK P I、住宅地だとか、既存緑地などの視点からどうかという話でしたが、これは。

緑政課長。

(新倉緑政課長)

緑政課の新倉です。

既存緑地に関しましては、市全体の緑被率が60%以上というのが現在ございまして、それに大きな変化がないもので、それを目標とするのはちょっとあっていないかなというのが1つございます。それと、現れるような変化がなかなか見えにくいというのがございます。

もう一つ、シンボルツリーと苗木の配布についても、これまでK P Iとして出していたんですけれども、なかなかこちらだけの取組で広げられるものではないのかなというのもございまして、公園への花苗の植栽につきましては、今アダプトの事業が市民の皆さんのご協力が増えてきておりますので、目標値には、こちらと、あと市民の方の動きというのと合わせて、見え

やすいものなのかなということで、今回これを出させていただいているというふうな状況でございます。

(出石会長)

中畠委員、いかがですか。

(中畠委員)

この内容については、市民の方の感覚によることにお任せをしたいとは思いますが、イベントの指標については、例えば年間トータルということにすれば、件数も、それから人数も両方、そのイベントごとに多い、少ないがあったとしても含まれるので、年間トータルの参加人数ということもできるのかなというふうにも思いました。

それから、2点目の緑地というか、緑の問題については、緑被率が変わらないというのは、どういう取組をされているのか分からないのですが、それなりに成果が上がっていて、いいことというか、減っていないというのは逗子市での取組がそれなりに成果を上げられているのかなと思いますので、そんなに変わらないから意味がないということもないのではないかなと思いますけれども、これも市民の方の感覚でよろしいのかなとも思います。

それから、生け垣とかシンボルツリーも市の力だけでは進まないというのもおっしゃるとおりですが、どういった取組にしても市民の方の協力というのは必要な部分があって、やはり引き続き、このK P Iとして取り上げなくても取り組んでいただきたい課題かなというふうに思いました。

以上です。

(出石会長)

磯部委員は同じ意見ですか。

(磯部副会長)

先ほどの私の質問の安全対策ですが、ここの新規事業が対象としている緑地というのは、市の所有する土地に限られているのか、それとも、個人が所有する土地もその対象になっているのか、質問したく思います。

(出石会長)

まず、回答を。

緑政課長、どうぞ。

(新倉緑政課長)

こちらにつきましては、市の所有する緑地が対象になってございます。民有地につきましては

は、別に防災工事助成というような形での事業を実施してございますが、こちらに関しましては、市有緑地を対象としてございます。

(出石会長)

ということですが。

(磯部副会長)

回答としては分かりました。

(出石会長)

そうしたら、今中畠委員から出された部分ですね、K P I。

まず、3ページのイベント件数よりも年間の総人数だったらある意味バランスのとれた数字が出せるのではないかという話だとか、緑被率にしても60%を維持するという立て方もあるだろうという意見だろうと思いますけれども、委員の方で、今の2点について、ご発言、ご意見はありますか。特にいいですか。

佐藤委員、どうぞお願いします。

(佐藤英夫委員)

自然の回廊プロジェクトという言葉、全然知らなかったもので、市役所のホームページで見たのですが、これは市民のためなのか、それともやってきた人のためと、両方書いてあるからいいのですけれども、これを今まで広報ずしとか、リーフレットで配られたことはあるのでしょうかというのが質問です。私は全く見たことがないのですけれども。これは質問です。

(出石会長)

回答をお願いします。

経済観光課長。

(黒羽経済観光課長)

自然の回廊プロジェクトのリーフレットについては、作成させていただいておりまして、利用者の方ですとか、求めに応じてお渡ししている形であります。また、ホームページのほうにも、リーフレットの写しといったらおかしいですけれども、その図面、どこの部分のハイキングコースが自然の回廊になっていて、見どころがどういうところかということが書いてありますので、そちらのほうで周知を図っていると考えております。

あと、イベントのほうの参加人数というか、自然の回廊自体の年間の利用人数という話だったかと思うのですけれども、イベント自体でもしとるとすれば、イベントが1つやったとして、その参加者は、企画によって一律平均値というものが出てこなくて、差がかなりあるので、

指標とするのにはなかなか難しいかなということで、今回件数にさせていただいたというところと、あと、ハイキングコースの中で、自然の回廊という形は、普通の人たちの参加できるものになっておりますので、そこでの年間の利用者数というところまでカウントはしていないので、というよりも難しい部分がありますので、そのところはちょっと把握できていないかなというところがあります。

(出石会長)

まず、佐藤委員、どうぞ。

(佐藤英夫委員)

すみません、1つ目の質問です。広報ずしに載ったことがあるのでしょうか。

(黒羽経済観光課長)

この1年では載ったことないと思います。ただ、以前、自然の回廊が、どこのコースが設定されているだとか、そういったことについては載せている状況ではございます。

(佐藤英夫委員)

この事業説明のところに、広報ずしに掲載するというふうな方法は書いていないですけども、今後もそういうことをやらないのでしょうか、その理由は何ですか。

(黒羽経済観光課長)

自然の回廊プロジェクトにつきましては、自然の回廊の整備をするというのがまず第一に目的がありまして、前回の総合計画の中でも、道標とか、案内板とかを設置させていただくというところがまず第一の目標みたいな形でやらせていただいております。それが完成しましたというところで、伝えている形にはなると思うのですが、その後の活用になってくると、実際にハイキングコースを使ったりしている方がどのようにやっていくかという話になってくるということがありますので、また、あと自然の回廊については、広報でハイキングコースという形で出しているケースはない……、すみません、ちょっと今錯綜してしまいました。申し訳ありません。

自然の回廊のプロジェクトのほうについては、まず、コースの設定が今までの状況だと、それが目標だったので、それを設定したというところで広報しているような形にはなっております。その通年にというハイキングとかにつきましては、広報とかで毎回新しいものが出てきているものはございませんので、そこについてはPRしていないような形になっております。

(出石会長)

この件は、まず、総合計画の議論をしていますから、この事業の周知だとかというのは、も

ちろん今後やっていく必要があることでもあります。確かに主な取り組みに上がっているわけですから、それはそれで市の中で検討して、必要な周知をしていくということでもよろしいのではないのでしょうか。ここに書く書かないという議論ではないと思いますけれども、それは書かないとまずいという意見ですか、佐藤委員は。

言っていることは、要するに、主な取り組みとして上げて、今回、これは新規ではないけれども、取り組んでいくということですので、その中での周知は今後していくべきだというふうに我々は意見を出すということでもいいと思いますけれども。

それで、イベントの件について、このK P Iについては、逆に言うと、1件が2件だと、3件なら1.5倍だし、4件なら2倍だし、1件だったら0.5で、ゼロだったらゼロですよ。多分中畠委員がおっしゃっているのも、それなりのボリューム感がないと判断というか、計れないだろうということも多分あると思うのです。なので、1件とか、2件というのはK P Iに合うのかどうかと再度考えたほうがいいと思いますけれども。

だから、これは一応そういう投げかけでいいですか。

では、別に直さないといけないということではないのだけれども、ただ、難しいのは、2つしか主な取り組みがない中で、どのようなK P Iにするかということです。また難しい問題もありますから、それはちょっと検討してみてください。

それから、5ページのほうの花苗の植栽、これはどうでしょうか。

緑政課長、どうぞ。

(新倉緑政課長)

申し訳ありません、今のK P Iの件で、緑被率の関係ですけれども、緑被率を調査するのは、計画の改定時期ということになりまして、次の計画が2030年度までの計画になりまして、今回お出ししている2029年度を超えてしまうということで、書くことができない状況にございますので、ご理解いただければと思います。

(出石会長)

それで、藤井委員、どうぞ。

(藤井委員)

先ほど中畠委員がおっしゃった、市民として何を重要視しているかということで、意見させていただきたいのですけれども。住宅地、既存住宅地の緑化の保全であるとか、里山の保全とか、そちらのほうの逗子としては守っていききたい緑というふうに理解を私たちもしているので、ちょっとお伺いしたかったのは、シンボルツリーとか、生け垣の予算はついていると思うので

すけれども、これは大体予算の消化率はどれぐらいですか、100%出ているんでしょうか。

(出石会長)

緑政課長。

(新倉緑政課長)

昨年度は100%を超えるということで、補正予算を組んで対応したような状況でございます。

(藤井委員)

そうですか。ご近所の方とか、ご存じなかったりして、私もアドバイスしたことがあったので、でも、それぐらい要望されているということで、ありがとうございます。

(出石会長)

今の点について意見がなければ、これは一応委員から出ている意見として、また今後再度緑政課のほうで、ほかの指標が立ち得るのかどうかを検討してもらうということにしましょうか。

それでよければ、ほかの観点から。時間的にいうと、このペースでいくと3時間ぐらいかかりそうな感じがですが、どうでしょうか、1について、先に進んでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

(出石会長)

全体また確認できると思いますので、では2にいきます。

廃棄物による環境負荷の少ないまちになります。

資料26、12ページから18ページ。

では、どうぞ。ご意見ありましたら、お願いします。

どうでしょうか、こちらはK P I も、割と具体的で分かりやすい状態ですね。

取りあえずよろしいですか、今の段階では。

では、急してもいけませんので、もうちょっと待ちましょうか。

では、また戻って意見を出していただいても結構ですから、取りあえず進められるところは進めていきます。

続いて、第3節の3、カーボンニュートラルを実現するまちについてです。

資料20だと、19ページと20ページになります。

いかがでしょうか。

これがタイトルと違うのは何で、資料24の調書のほうの130ページの右肩上の3、温室効果ガス排出の少ないまちとなっているのだけれども。

(仁科経営企画部次長)

これは基本構想でここの部分を変えております。

(出石会長)

これは間違いということ。

(仁科経営企画部次長)

今回基本構想の改定案を出させていただいて、それに沿った形でカーボンニュートラルに文言を変えています。

(出石会長)

だから、これが本当は直るのだよね。

(仁科経営企画部次長)

こちら調書には、前期実施計画のときには……

(出石会長)

はい、分かりました。大変失礼しました。

いかがでしょうか。

このあたりは全部そうですけれども、地球規模の問題ではあるのですけれども。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

(出石会長)

では、次、4、暮らしと景観に配慮したまち、資料20だと、21、22ページですね。

これはまさに、K P Iは現状を維持するということですか。

21ページのK P I、現状、年3回にして。

(三澤まちづくり景観課長)

まちづくり景観課、三澤です。

そうですね、今でも年3回程度実施しておりますので、それをずっと毎年継続していきたいと考えています。

(出石会長)

こういうときは3回以上と書いたりできないですかね。3回だと、結局、確かにK P Iは数値で出てくればそうなのだけれども、もともと3回実施しているわけじゃないですか、そういう意味では3回はやれるだろうけれども、それで満足しない。そういう書き方はないのですか。ほかの全部が私の頭の中で網羅されていないので分からないのですが、そういう書き方というのは。これは事務局に聞いたほうがいいかな。

(仁科経営企画部次長)

現状維持するのが大変困難な場合には、現状維持というのもあるでしょうし、内容として常に上に上げるというのがK P Iであるべきだというお考えであれば、こういう点もあるかと思うのですが、維持することも難しい内容、例えば人口であるとか、そういう場合であると、なかなか以上とも書きにくいのかなとは思いますが、その内容によってかと思うのですが。

(出石会長)

私は別に維持は維持でいいと思うのだけれども、趣旨はどういうことなのでしょう。逆に、3回は、今説明があったけれども、結構大変だけれども、頑張って3回は続けていくぞという趣旨ですか。

(三澤まちづくり景観課長)

ここについては、特に以上を入れなかった意図はないです。なので、今3回実施していますので、よりここでいう啓発活動ができる機会があれば、3回以上実施したいと考えていますので、入れることに対しては特に所管としては入れたくないとか、そういうことは考えていないところです。

(出石会長)

では、これは意見として申し上げますので、検討してみてください。

ほかはいかがでしょうか。

1がとても多かったのも、時間がすごくかかるなと思ったら、何か別に発言を抑制しているつもりはありませんので、私は、出してもらって結構です。

では、3節全体を含めていかがでしょうか。

佐藤委員、お願いします。

(佐藤成人委員)

さっき1でアピールが足りなくて出遅れてしまったのですが、申し上げます。

3-1の3、公園の活用及び維持管理のK P Iについて、2つお聞かせください。

1つ目が、K P I、毎回私、意識調査を使うのはよろしくないのではないかと申し上げているのですが、意識調査というのは、今回K P Iで置いてあります。現在確かに過去4年間の意識調査を見ると、現在の逗子のイメージの中でどんなですかとやった場合に、今公園があるねみたいな選択肢が確かにあると。これは今後もK P Iとして設定する以上、意識調査の中に必ずのってくると、担保されるのでしょうか。それはどこで保証されるのでしょうかというのが

1つ目です。

(出石会長)

では、1つずついきましょうか。何個ぐらいありますか、3つぐらいありますか。

(佐藤成人委員)

2つです。

(出石会長)

では、まずこの点について、アンケート調査の担保、これを続けていく以上、ずっとこれは必ずやるという保証はあるのかということです。

いかがでしょう。

(仁科経営企画部次長)

事務局でよろしいでしょうか。

(出石会長)

はい。

(仁科経営企画部次長)

前回も佐藤委員のほうからそのご意見がありまして、企画課、事務局のほうでは各節におけます数値目標につきましても、意識調査を活用する予定でおります。ご意見を伺って、改めていろいろな情報を集めて検討してみたところではあるのですが、やはり市民のニーズを捉えながら市政を行っていくという上では、市民の意向というのを把握しつつ、それを上げていくというやり方は外せないところがあると思ひまして、過去から継続的に意識調査を行ってきたというこれまでの経緯と、また、今後行うのかという担保ですが、企画課のほうで行う意識調査におきまして、必ず入れていくという形で行っていければと思っております。

以前、実はこういった総合計画の目標に置きながら、意識調査の項目として補捉していなくて、出石会長に大変怒られたことがございまして、それ以降必ずこういった意識調査の結果を目標等に設定した場合、予算をつけまして、意識調査をきちんと行って、毎年数値を補捉していくということを行うようにしておりますので、それが確約できるのかというのはありますが、企画課事務局において責任を持って推進していきたいと考えております。

(佐藤成人委員)

ありがとうございます。

(出石会長)

では、どうぞ。

(佐藤成人委員)

2つ目、伺わせていただきます。これは多分ご担当だと思いますが、置き方として適切かと、毎度の議論で大変恐縮ですけれども、去年直近の調査で回答が27.1%でしたと。これは30%を目指すので、上回る数字を目指していきたいということですが、サンプル数1,000を下回る調査において、3ポイントの上昇は30人とかなんですよね。なので、割と誤差の範囲でしかないと思っていて、もう一つは、定量的な事実の調査ではなくて、しょうがないのですけれども、市民調査のそのときの雰囲気とかいろいろな要素でずれる可能性がある。それを考えると、その2つの理由から、3ポイントは別に、当然頑張られると思うのですけれども、公園がよくなったからといって上がることも限らないし、誤差の範囲です。そのときによって上がったたり下がったりする範疇に入ってしまうのですけれども、この3ポイントをもって上昇したと判断できる根拠は何なのでしょう。

(出石会長)

緑政課長ですか。

(新倉緑政課長)

明確な根拠ではないのですけれども、イメージとしてということでしたので、少しでもアップするということが必要だということで入れさせていただいております。

ちなみに、2022年3月末の現状というふうに入っているのですけれども、これが令和2年度調査で、令和3年度の調査で実は24.4%と、おっしゃるとおり3%程度落ちているので、微妙なところではあると思うのですけれども、努力していきたいということで今回出させていただいていると。

(佐藤成人委員)

各部署、ご意見よく分かる。念のため申し上げますと、そのさらに1年前は20.1%ですよね。その前は19.8%で、上がったたり下がったり大きくすると。これは継続的な公園の改善、確かにいろいろなことをされているのは分かっているのだけれども、それでも5%、10%平気でずれてしまうというのがどうも傾向からして見てとれるというがあるので、単年度でここを超えてきたいというのはすごく危険な賭けに見えるのですよね。

過去5年の平均と比べて上回っているとか、それならいいのですけれども、あとは意識調査の項目、増えたり減ったりしているかもしれないじゃないですか。この項目はきちっとやられるよということで、企画課がおっしゃっていたのですけれども、ほかの質問が入ってくるという可能性は否定できないし、本当に絶対この項目数で変わらないよというなら何となく分からな

くもないですけれども。びた一文も曲がらないぞ、30%だぞという置き方は、日頃調査、リサーチをやっている人間からすると、ちょっとこれはご検討いただいたほうがいいかもしれないなど。

目標としておかれる分には、すごく分かるのですけれども、去年24で30超えるぞ、それも分かるのですけれども、ただ、意識調査の制度設計の問題上、そういうことがあって、過去の平均と比べるとか、何かちょっと別の、何か達成しやすくしたらいいじゃないですかというつもりはないですけれども、何かもう少し完璧な数値設計とか、K P I 設計にしても、もしかしたらよろしいかもしれませんねというところだけ申し上げさせていただきます。ありがとうございました。

(出石会長)

今ちょうどお話のとおりで、例えば3年平均をとっていくとかという考え方はできるのですかね。少しでも精度を上げるためには。

佐藤委員に、私からの質問です。

(佐藤成人委員)

そうですね、3年平均でどうもずっと下がっているわけじゃないよとか、維持しているか、もしくは上向きの傾向が見てとれるみたいな見方であれば、それは何となく納得感がありますけれども。何か世の中いろいろなことが起きるので、地震があったとか、公園がなくなってしまふみたいな、これは万が一のケースなので、極端ですが、そうすると、公園があるかどうかというと当然10%になる。これはちょっと特殊例として勘案されると思うのですけれども、そういった範囲におさまる小さな変化も影響として出やすいかとは思いますので、会長がおっしゃられたような、ちょっと傾向として見るみたいな置き方というのはあるのかもしれない私も思います。

(出石会長)

大きな災害とか、いろいろ大きな事情が出た場合は、総合計画は、決してK P I を達成しなかったからどうこうということでは……、どうこうということはあるだろうけれども、そういう事情があるので、今のようないくらか精度を上げるための工夫、場合によっては標本数を上げるという手もあるだろうし、それはちょっと今の佐藤委員からのご意見を踏まえて、また担当課のほうで検討してみてください。

この項目はいいとしてアンケートの精度を上げるためのものをね。

ほかいかがでしょうか。3節全体。

田宮委員、どうぞ。

(田宮委員)

一番最後のほうの景観の件ですけれども、先ほどおっしゃった委員が、啓発活動を年3回やったということでK P Iで示しているのですが、私もちょっと前に、去年の終わりぐらいだったのかな、景観のことで何か市民からいろいろなアイデアとかなんかを募集するというイベントがあったような気がするのです、チラシを見たような気がするのですが。それが結局市民に伝わっていない、あるいは景観とはどういうことなのかと、市民が理解できていない部分があったように、そのときすごく感じたのですけれども。そのように啓発活動をするという啓発という考えというと、景観ということを市民がかなり理解しているとお考えですか。

(出石会長)

質問ですが。

(三澤まちづくり景観課長)

まちづくり景観課です。

おっしゃっているのは、多分1年、2年前に景観まちなみデザイン逗子賞ということで、個人のお宅ですとか、取組について、景観に寄与するようなものについて表彰させていただきということで表彰制度を実施したと、その取組だと思うのですけれども、それを通して分かったことは、景観に対する認知度が低いというのは、我々も本当にもうこの何年かの取組で実感しているところです。だからこそ、このまちなみデザイン逗子というのは市民と協働で作成した景観の普及冊子なので、この冊子の書かれているものを広めていきたいという目標があるからこそ、このK P Iを設定しているということなので、今後も、まちなみデザイン逗子の普及啓発に向けた活動の一環でもあったわけですが、これを継続していきたいというふうに考えています。

(田宮委員)

そうすると、その3回で啓発が高まると考えていらっしゃるのでしょうか。

(三澤まちづくり景観課長)

ここでいう3回というのは、あくまでもイベントの内容が3回と捉えていますので、ふだんから行っている活動、いわゆる広報誌でのP Rですとか、窓口での対応ですとか、あとは公共施設にその冊子を置いている活動だとか、そういったものは含まれていないので、そういったことをプラスアルファして、イベントをやって普及、啓発をしていこうというふうに考えています。

(出石会長)

であれば、そう書いたほうがいいかもしれませんね。啓発イベントとか、啓発活動イベントとちゃんと書いたほうがいいのではないですか。

(田宮委員)

啓発活動というより、啓発を目的としている活動なわけですから、その3回で啓発ができるというふうな考え方でこのKPIを表示しているのではないかなと見てとられかねませんので。

(出石会長)

それでいいですか、要するに大規模なイベントでどんどん周知していこうと。一方で、地道な啓発はやるわけですからね。

では、ちょっと書き方を工夫してください。

(三澤まちづくり景観課長)

承知いたしました。

(出石会長)

ちなみに、これは私からですけれども、冊子の内容というのはホームページには載っているんですか。

(三澤まちづくり景観課長)

はい、ホームページにも載せています。

(出石会長)

分かりました。

ほか、3節はいかがでしょうか。

三原委員。

(三原委員)

ちょっと教えていただきたいのですが、先ほど新倉課長がおっしゃった緑被率60%の緑被率について認識をしておきたいですけれども。例えば、披露山の中で、今まで住んでいた人が替わって新しい人が家を建て直すときに、そこに大きな松の木や桜の木があった。これを切ってしまうと、それで小さな木を植える。これも1対1で見ているのかどうか。

私が少しひどいなと思ったのは、桜の木が3本あってすごくいいものだったのが、そのうちの2本を切ってしまうと、サボテンの木を植えたのです。それも1対1というふうに見るのかどうか、これを教えていただきたいです。

(出石会長)

緑政課長、どうぞ。

(新倉緑政課長)

緑政課、新倉です。

緑被率としては、1対1というカウントではなくて、航空写真から見た比率を出しておりますので、そうした小さいところのカウントは影響がほとんどないかと思います。

(三原委員)

緑被率を下げないためには、こういう木は、自分の土地の中で家を建てるために切るのはやむを得ないかもしれないけれども、切ったときにそれに代わるものというような指導はされているか。

(新倉緑政課長)

緑政課のほうでそういった指導はしてございませんが、先ほどのシンボルツリーですとか、生け垣の助成といった方法で復活していただくということはあるかと思っておりますので、そちらの事業についてはホームページ、広報等でPRしております。

(三原委員)

分かりました。

(出石会長)

ちなみに、緑地協定を結んでいないのですか。

(三原委員)

緑地協定というか、建築協定を結んでいます。だから、その中で大きな木は切らないようにと言っているのだけれども、切ってしまう人がいるのですね。

(出石会長)

協定に入らない、転売されたりすると抜けてしまう人もいますからね。

(三原委員)

だから、必ず判こを押すようになっていますので。

(出石会長)

その辺のことをまた、この計画とは別に。

(三原委員)

はい。

(出石会長)

ほかいかがでしょうか。

では、第3節は取りあえずここで以上とします。

続いて、第4節安全で安心な、快適な暮らしを支えるまちに移りますので、職員のほうの入替えをお願いします。

(職員入替え)

(出石会長)

委員の方、資料は21と23と25になります。

(佐藤成人委員)

資料21の3ページ目と4ページ目、資料23の4-1の1と4-1の2、逆じゃないですか。

(出石会長)

ちょっと事務局確認してください。

(仁科経営企画部次長)

資料21の3ページと……

(佐藤成人委員)

資料21の3ページが、計画的なまちづくりの推進と書いてあるのですけれども、資料23の4-1の2に計画的なまちづくりの推進がきているのですね。それで、資料21の4ページ目に、2番目、空き家対策がきているのですけれども、横長の資料23は、一番最初に空き家対策が、これは逆に見ていけばいいのですね。

(出石会長)

あと、ここは第5節と書いてあるけれども、第4節。

(仁科経営企画部次長)

今その修正をしようと思ったのですね。

(出石会長)

単純に1つ目と2つ目が逆だよねというのはそのとおりですよ。

(仁科経営企画部次長)

大変失礼いたしました。K P Iの資料23のほうの順番が逆になって、ナンバー1とナンバー2の順番が逆になっているところですが、そもそも資料23のタイトルが第5節となっておりますが、こちら修正でございます。第4節の誤りでございます。申し訳ありません。

今佐藤委員からご指摘ありましたように、K P Iのナンバー1とナンバー2、体系4-1のナンバー1とナンバー2の部分の順番が逆になっておりました。大変失礼いたしました。

(出石会長)

では、第4節に入ってまいります。

また順番に、取り組みの方向の1から5を順に進めていきたいと思います。

まず、1、良好な住環境の形成により、くつろぎが生まれるまちです。

こちら、資料21だと、3ページ、4ページになります。

また、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

中畠委員、どうぞ。

(中畠委員)

3ページの取り組み方向1のところなんてすけれども、これは取り組み方向1の良好な住環境の形成により、くつろぎが生まれるまちについては、その具体的な施策については、以前から計画的なまちづくりの推進と空き家対策と利活用の2本立てのような形になっていたかと思うのですが、その1つ目の計画的なまちづくりの推進について、かなり直されてしまったというか、削られてしまったところがあるために、計画的なまちづくりの推進の計画というか、目指すべきところは何だったのかという目的が分からなくなっているような印象を受けます。

そして、その重要業績評価指標（KPI）として、土地利用に係る3条例等の見直しを行うとあるのですが、計画的なまちづくりの推進のために条例の見直しを行うというのは、条例の内容が状況に合わなくなっているというご説明はあるのですが、それが計画的なまちづくりの推進ということになるのかなという疑問が持たれるところですので、ご説明をいただければと思いますし、計画的なまちづくりの推進の計画、目指すべき姿が何であったのかというところを修正で削り過ぎているのではないかという印象も受けたところです。

以上です。

(出石会長)

かなり重要な指摘ですね。

お答えできますか。

(三澤まちづくり景観課長)

まちづくり景観課の三澤ですが、そう削り過ぎたという印象は私は余り持っていませんが、具体的に言うと、取組の中で敷地面積の最低限度というものについては、市民の合意形成を図れなかったため、断念したというような事業もありますし、前期実施計画でいいますと、目標が4つあったというところだと思うのですが、空き家対策については前はなかったです。それは追加したということになるのですが、大きく削除したという印象は所管とし

ては余り持っていないというところが正直なところですよ。

(出石会長)

担当課としては計画的なまちづくりを推進するための項目を今満たしているということではないですね。

(三澤まちづくり景観課長)

はい。

(出石会長)

中畠委員、どうですか。

(中畠委員)

以前、調書2の主題では、地区計画や都市計画がいろいろあって、それに向かっていくということが書かれているわけですが、この今の書き方ですと、計画的なまちづくりというのは、どのような計画に沿っていくのか。まちづくり基本計画を大切にしていけるのかとか、そういう理解でよろしいのかというところが少し分かりにくいように思うのですが、それでも。

(出石会長)

少し補足させてもらおうと、私も同じ疑問を持っていて、端的に、主な取り組みのまちづくり条例を運用するというのは計画的なまちづくりではないのではないかなと思うのです。要は、基準があって、その基準に合うようにまちづくりを誘導していくわけでしょう、あるいは規制していくわけでしょう。それから、空き家対策も、出てきた空き家を適正に対処していくということでしょう。これは計画があって、計画に基づくまちづくりじゃないと思うのですよ。だから、それは抜いたわけでしょう。都市マスとかで。居抜いていくわけでしょう。

そうすると、私の論点は、すみません、会長で意見してしまって、ここの具体的な施策の項目名、これではマッチしてないのではないかなと思うのだけれども。やろうとしていることはいいけれども、条例を適切にやっていくよ、それから空き家対策をやっていくよと。でも、それは計画的なまちづくりの推進という施策名に合いますか。逆に、違う施策名を立てたほうがいいのではないかなという意見なのだけれども。

多分同じようなことでしょう、中畠委員の言っているのは。

どうでしょうか。

(三澤まちづくり景観課長)

前期実施計画につきましても、基本的には同じ……、計画的なまちづくり推進事業の取組自体がまちづくり条例の運用の部分しかなかったもので、それを踏襲して文言の整理をさせていた

だいた結果がこうなったということなので、計画的なまちづくり推進事業、推進ということばかりで、印象からすると、まちづくり条例の運用だけでは不適切なんじゃないかなという指摘も納得する部分はあるのですが、まちづくり景観課の所管としてやっている事業はこれだけなので、ほかの項目を足すべきだということに対しては、ちょっと私の課として載せられるものについてはこれしかないという回答になってしまうんですけども。

(出石会長)

多分役所的にはそうだよな、それはよく分かります。ほかのことを答えられるわけないので。逆に言うと、今日は部長さんはいらっしゃらない。これは結構大事で、私も思うのです。なぜかという、施策面と中身が一致していないのではないのという指摘もそうだし、今回のまちづくり基本計画だとか、都市マスとの関係、もろに関わってくるので、これは取りあえず一旦ペンディングというか、環境都市部なのか、さらに、もしかしたらもっと大きなことかもしれないので、事務局も通じてここはよくよく再度調整してほしいなと思います。

中畠委員、それでいいですか。

(中畠委員)

ありがとうございます。

(出石会長)

では、ほかいかがでしょうか。

磯部委員、どうぞ。

(磯部副会長)

この計画的なというのは、抽象的なただの表現で、要するに、計画に基づいたまちづくり推進ではないということですよね。同じことを繰り返すのですけれども、計画に基づいたまちづくりではなくて、計画的な気持ちでまちづくりをします、そういうふうなことになると思うのですけれども。

(出石会長)

その辺を含めてここは一回当局側によく整理してもらおうと思いますので、それでよろしいでしょうか。

(磯部副会長)

はい、結構です。

(出石会長)

では、私からもう1点だけ、すみません。それを前提ですけれども、中身として、K P Iで、

3 条例を 3 年ごとに見直しを行うという点だけでも、よく見直し規定は、見直した結果直さないという結論もあるのですよ。不作為の結論、悪い意味じゃないですよ。それもこれも入るということでもいいですか。それとも必ず 3 年ごとに、右のところに、まちづくり条例施行規則を 1 回改正しているのがここに挙がっているけれども、今後見直しというのは、その時々に合わせてよい条例にしていくのはいいのだけれども、別に改正しないこともあり得るのですよね。

(三澤まちづくり景観課長)

はい、改正しないこともあり得ると考えておりますが、今のところ、改正しなかったことはないです。

(出石会長)

はい、よく分かりました。それで結構です。

では、1 はいいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(出石会長)

では、今の大きなペンディング事項は、またよろしくお願いします。

2、災害に強く、犯罪のない安全なまち、項目がすごく多いのですけれども、5 ページからいっぱいあります。14 ページまでですね。

どこからでも結構ですが。

佐藤英夫委員、どうぞ。

(佐藤英夫委員)

13 ページですけれども、ここに防犯メールの登録数を増やす。2 割アップと書いてあるのですが、こういうのは P R すれば比較的簡単に上がると思うのですが、防犯カメラの設置数については、この総合計画のどこにも多分載っていない……、ほかの節をやっていないので分からないのですけれども、今までのところには載っていないと思うのですが、市は防犯カメラの設置についてどういう考えをお持ちでしょうか。

以上です。

(出石会長)

防災安全課長。

(大木防災安全課長)

防災安全課です。よろしくお願いします。

防犯カメラにつきましては、市としては、市が直接防犯カメラを設置するという方向性は今

考えておりません。ただ、地域の方、団体、自主防災組織ですとか、それぞれの自治会・町内会、こういったところで設置をするものに対して、今現在補助金という形で対応をさせていたでいる。こういったことで、来年度以降につきましても、こういった補助金を継続するような形で今後考えていきたいとは考えているところでございます。

(佐藤英夫委員)

よろしいですか。

(出石会長)

どうぞ続けてください。

(佐藤英夫委員)

池子ですが、自治会で防犯カメラの設置を検討していまして、かなりの自治会がいろいろ検討していると思います。ただ、市の補助金が小さいために、どうしても数が十分じゃない。うちの場合は、2つを設置したかったのですけれども、1つになって、当面様子を見るということになったのですが、こういう補助金でやるようなものをこういう総合計画の中の推進項目には入らないのでしょうか。

(出石会長)

どうでしょうか。

(大木防災安全課長)

補助金で進めていくという対策も一つのこういった総合計画の中に入ってもいいものではあるかと思いますが、今おっしゃっていただいたとおり、どうしても補助額や、進め方というのが非常に小さいということになっております。実際には今現在の補助金額は、今年度であれば、県が4万円、市が1万円ということで、実際に5万円の補助という形になっております。これはカメラ1台につきということです。そういったもので、なかなか補助を出しても補助金が少なくて進みが悪いということについては、市としても認識はしていますけれども、総合計画に載せて進めていくというところまでの対策にはなっていないというのが現状となっております。

(佐藤英夫委員)

分かりました。ありがとうございます。

(出石会長)

どうしても全ての事業をもちろん載せるわけにはいかないなので、取捨選択になりますが、制度としてはあるということで、事業としてはある。

では、佐藤成人委員。

(佐藤成人委員)

ありがとうございます。

私は、4－2の1です。具体的施策として自主防災組織育成の推進で、K P I が防災ハンドブック等を作成し、最新の情報に更新するとある項目です。

これなのですが、K P I はこれで本当にいいですかという毎度の質問で、恐縮です。背景としましては、防災ハンドブックの作成というのは、一番下の事業説明にある幾つかの取組の中の1つでしかないわけですね。なので、手段が目的になっていませんかというのが1つです。

もう一つは、K P I の設定根拠のところに書かれていますが、既に10年以上たっていると。これは2022年度のK P I として更新するということになると、約20年ぶりに更新しましたみたいな印象が強いのですけれども、それはいろいろな意味でどうでしょう。実際そんなこともなくもっと早めにやるんだと思うのですが、それで本当にいいですかということが感じられました。

私個人としましては、ここのK P I、さっき前項目で、出石会長のお話の中にあった見直しを行ったがやらなかったみたいなケースも、K P I として認められるぞという話であれば、これは、例えば、多分75か80%ぐらいだと思うのですが、自主防災組織の加入率100%を目指すですとか、もう少し大きい目標値とか、目的に沿った目的、K P I というのを設置されたほうがよろしいのではないかと思うのですが、これはなぜ手段の1つを目的、K P I として設置されていらっしゃるのでしょうか。

(出石会長)

お願いします。どうぞ。

(大木防災安全課長)

こちらの目的につきましては、確かにおっしゃっていただいているとおり、自主防災組織を何%増やすとか、そういったものも一つの目標にはなるかと思うのですが、まずはハンドブック自体が今に見合うハンドブックがないということがあります。ハンドブックをまずはつくることによって、それを配って、皆さんにどういうことが重要だということをお知らせするということを含めた上で、自主防災組織をどんどん広げていくということを目指に、まず一つ、こちらをつくるということが自主防災組織の拡大につながるということを目指として、こちらの指標にさせていただいております。

(佐藤成人委員)

ありがとうございます。説明を伺ってもやはり手段が目的になっている印象しかないので、K P I として不適切ではないかという指摘をさせていただきたいと思います。

多分ハンドブックの更新、大変な作業だというのはたから見ても想像できるし、大変なご苦勞をされると思うのですけれども、あくまで一手段ですので、これは審議委員の一人として不適切なK P I ではないかというふうに申し上げさせていただきたいと。説明を聞いた上で、それはちょっと納得できないなというふうに感じました。

(出石会長)

ちょっと事務局に確認なのですけれども、K P I は、通常アウトカムも書くと思うのだけれども、これはまさにアウトプットですよ。あるいはインプットになっているのかな、もしかしたら。確かに説明でも、つくることを目的としていました、発言も。なので、確かにつくらなきゃいけない。つくることというのは大事なのは分かるけれども、K P I の趣旨は多分違うと思うのだけれども。事務局のほうは何か、作り方についてあらかじめそういうマニュアルとか、ルールは示していないのですか。

(仁科経営企画部次長)

事務局です。

事務局としましては、調書という形で照会をかけたときに、K P I の設定の仕方としましては、できるだけアウトカムで、難しければアウトプットでも構わないと。また、数値であれば、毎年補捉できるものであること、なるべく数値など客観的に状況が把握しやすいものにしていただきたいというような注記で照会をかけています。

例えば、先ほどの緑被率のように、調書が提出されてきたときにこちらで調節をして、これは毎年補捉できないので、別のK P I にしてほしいというような形で所管と調整しながらK P I のほうを再考していただいたものもございます。

こちらにつきましては、細かいところは覚えていないのですが、そのような形での所管のほうの検討をベースにK P I は設定しているところです。

(出石会長)

磯部委員、この件ですね。どうぞ。

(磯部副会長)

私は住民自治協議会で、少なくとも6年間、この辺の問題に取り組んできて、簡単でないということをまず大変理解いたします。この事業説明を見たときに、自主防災組織の育成、加入率向上問題は、これに関して数値目標ができれば、大変によいと思うのですけれども、とても

ではないけれども、これはものすごく困難なことで、それをK P Iにしてもきっと苦しむだけだということは理解します。

私の助言としては、最初にある防災教室、これならば、市が主体となって数値目標として年に何回開催だとか、そういったような格好のK P Iがつかれるのではないかなというふうに思いました。

(出石会長)

少し工夫してほしいですね、少なくともつくるというのは、こちら側の判断で、例えば、少なくともどれだけの世帯に配布したとか。そうすると、まだアウトプット化するじゃないですか。これはインプットですよ、やはり。つくってその先どうするかということだから、少なくともそれをどれだけ配られたかとか、あるいはそれによって、今磯部委員からも、そう簡単じゃないぞという話がありましたけれども、だから目的化したいだろうけれども、その結果、自主防災組織がさらに推進するというのが一番アウトカムなわけだから、少し考えてくださいますか。

ここにターゲットを置くのはいいのだけれども、もう少しK P Iらしくというか。

それでいいですか、委員の皆さん、そういう形で再検討してもらおう。

担当のほうもよろしいですか。

(大木防災安全課長)

はい。

(出石会長)

ほかいかがでしょうか。

田宮委員、どうぞ。

(田宮委員)

7 ページ、個別避難計画の作成率35%、これも作成したことなのに、啓発、普及につながるのかどうかという目標につながっていない数字ではないのかなという気がするのですが、いかがでしょう。

(出石会長)

これも同じですか、防災安全課長。

(大木防災安全課長)

個別避難計画につきましては、まず名簿を配らせていただいております。市内にどれだけの人数の要援護者がいるかということに対して、要援護者に対して、個別避難計画がどれぐらい

できているかということもK P Iにさせていただいておりますので、一つの指標にはなるかと考えております。

（田宮委員）

これは前から部会でもお話しているのですけれども、名簿をみんなに配った。それで、その人たちがここにこれだけがいる。それで、拒否する人たちも何人と分かっている、この人たちは結局避難させてもらえるか、あるいはできるのか。避難できるというと、安全性があるのかというと、作成したということが目的ではなくて、作成した中の人たちがどういう避難、あるいは逃げられるかという安全性が担保されているかということのほうが目標、指標になるのではないかと思うのですが、その辺のお考えはどうですか。

（大木防災安全課長）

今のご指摘ですけれども、現在、個別支援計画の作成が10%というものにつきましては、対象者に対して10%しか避難を支援するための計画ができていないということになっております。この10%の中で個別支援計画の作成率、実際に避難をどうできるかどうかという指標にしますと、対象者がかなり低い形になってしまいまして、まずは、計画をつくってより多くの人が安全に避難できるというそのバックボーンとなる、こちらを目標という形で挙げさせていただいております。

（出石会長）

少しよくとればという話ですけれども。要は、市民と協力し合いながら、要支援者と協力しながらつくっていくということであれば、先ほどとは少し違うのかなという気はするのですけれども。

取りあえず、それで率を上げることによって、要支援者の避難をよりカバーを広げるという趣旨で捉えて上げていくことでしょうか。

三原委員、どうぞ。

（三原委員）

行政が要支援者の名簿をつくるというのは、それはそれとして、実際問題その人たちを避難させるのは自治会・町内会であり、自主防災組織です。だから、行政がやるわけじゃない。そのところの関係性を、強いて言えば、住民自治協議会が立ち上がっているところは住民自治協議会が主体となって、各自治会・町内会にそういうことをいろいろやり方を説明していくとか。我々の中でも、浜に近い人たちは要支援者の名簿があっても、津波が来たらとても助けられないよというのが現実論としてあるわけです。だから、机上の空論にならないためには、

行政がこういう名簿をつくる。それはそれとして、いかに住民自治協議会をはじめとして、住民自治協議会が立ち上がっていないところは地域住民との連携を持つか、この辺が一番大事だと思って。

防災安全課が防災訓練に対しても、各自主防災組織に連絡は来るけれども、住民自治協議会に連絡が来ていないとか。これはこの間も申し上げたけれども、8年前は住民自治協議会というものが立ち上がっていなかったから、そういう概念がないのはしょうがないけれども、今立ち上がって、5校区のうち4校区がそういう活動をしているのだから、しかも、防災とか、防犯というのは、みんなメインに挙げているわけです。この辺はぜひ住民自治協議会というものを主体にして、その活動を推進していただきたいというのが私の思いです。

(出石会長)

事業説明の7ページですね。事業ページの下のところ、下から2つ目と3つ目の中に、4つ目もそうだね。だから、要するにここに書かれているところに、住民自治協議会が参与できるということであれば、それはそういう記述をしてもらうでいいのではないですかね。

(三原委員)

多分立ち上がっていないところがあるから入れてないのかもしれないけれども、それは住民自治協議会及び地域住民でも済むと思うのだけれども、何しろ住民自治協議会という概念を持ってもらいたいと、行政にそういうスタンスを向けてもらいたいというのが我々の考え方です。

(出石会長)

少し検討してみてもらえますか。確かに大事な点で、どちらかというところ、住民自治協議会を担当している部局は一生懸命やっているけれども、各セクションは余り認識していない可能性が高いです。確かにそういう横では動いているものなので、逆に言えば、きちんと住民自治協議会を使わない……、使うという言葉が悪いのだけれども。

(三原委員)

そうそう、使えばいい。

(出石会長)

少し考えてみてください。

(大木防災安全課長)

住民自治協議会につきましては、こういった団体ができておりますし、頼れる団体だと思っております。ただ、今おっしゃっていただいたとおり、逗子小学校区がまだできていないというところがあったり、力の入れ方も会によってまちまちだったりというところがありまして、

今我々が把握している団体で、一番力を入れていただいているのは、自主防災組織という団体で、一部地域の住民自治協議会ではそれをきちんと取りまとめをしていただいているというところもあるのですが、なかなか全てをお任せばかりするわけにはいかないということがありまして、今後も引き続き、自主防災組織様のご協力を得ながら進めていきたいと考えております。

(出石会長)

もし必要なら、記述ができるかどうか検討しておいてください。

では、三原委員、磯部委員にしましょうか。

(三原委員)

大木課長がおっしゃっていることは、分かりました。だけれども、最終的に自主防災組織だけじゃないです。一番大事なのは、これが広域防災につながらなきゃ意味をなさないの、広域防災につながるかどうかというのが大事だ。これは正に住民自治協議会が携わるべき事柄だ。だから、そこを自主防災組織があるからそこでいいというような概念を持たないでもらいたいということです。

(出石会長)

磯部委員、どうぞ。

(磯部副会長)

自主防災組織ということがここに取り上げられていますけれども、自主防災組織を持っていない自治会とか、町内会のほうが多いと思うのです。そのときに、住民自治協議会、私どもの沼間では、この件に関しては、少なくとも情報の共有、それぞれの自治会なりでこの名簿をどのように使ったかというような事例を必ずしも、例えば答えが1つじゃないところで、幾つかの事例というものの情報を共有するとか、そういったことができましたので、ぜひとも住民自治協議会もこの協力体制の中に入れていただくのがよろしいかと思います。

(出石会長)

では、そこは検討してください。

(藤江委員)

ちょっとよろしいですか。

(出石会長)

はい、どうぞ。

(藤江委員)

さっきのお話は、最後の結論が私もいいと思っていて、私は山の根の住民自治協議会のほうですけれども、これは2週間ほど前の大雨のときに、市のほうから放送がありましたよね。あそこの運動公園のほうに場所を用意したからすぐ避難するようにと。でも、すぐ避難した人は誰もいなかった。でも、その人たちが何もしなかったわけじゃなくて、住民自治協議会のほうに連絡をして、どうしたらいいというふうに皆さんお答えをされて、それで納得していたのです。それは、ちゃんとこういうのがあるからこうだよというルートが少しずつでき始めたからそれができるようになってきたわけなので。それで、解除しました。皆さん一人も来なかったのにと、役所のほうからもそういう放送をわざわざしてくださったので、よかったと。それはよかったと思うのです。

だから、その次のステップへ進めるように、こういうのをやってきているからできるので、これはぜひやっていきたいなというふうに思います。

以上です。

(出石会長)

では、同じ意見ということですね。お願いします。

では、この2番のところのほかの点、いかがでしょうか。

佐藤成人委員、どうぞ。

(佐藤成人委員)

すみません、資料21ですと、9ページです。住宅の耐震化の推進。

細かい話で恐縮ですが、念のための確認をさせてください。

K P I は累計35件になっているということですが、これは次に定める期間の住宅累計が35件ということよろしいですね。

(出石会長)

何か減っているように……

(佐藤成人委員)

ごめんなさい、9ページ、K P I で耐震改修工事の補助金により耐震化された住宅が累計35件になっている。これをぱっと見たときに、あれっ、累計は今37件あるじゃないかと思ったのですが、恐らくこれは期間ごとの数字がそれぞれ載っているということなんだろうなというのを確認させていただければと。

もし差し支えなければ、評価期間累計とか、何か書き添えていただいてもいいかもしれないですと。それだけです。

(三澤まちづくり景観課長)

まちづくり景観課の三澤です。

これはおっしゃるとおりで、計画期間中の累計数値なので、今回計画期間7年ということになりますので35件、前期実施計画は8年だったので、計画期間が1年間違う、減っているということなので、一見少なくなっているんですけども、実は少しだけ多いと、そういうロジックになっているということでもあります。

(出石会長)

これは書き方を直してください。累計というと、普通ずっと全部だから、今なっている計画期間の累計がとか、ここはちょっと表現を直しておいてください。これだと、多分同じ誤解を生み出すことになる。

(三澤まちづくり景観課長)

承知しました。

(出石会長)

ほかいかがでしょう。

では、時間の関係もあるので、3に移ります。歩行者と自転車を優先するまちです。

いかがでしょうか。

どうぞ、佐藤成人委員。

(佐藤成人委員)

たびたびすみません、早めに終わらせます。

ここに出てくるK P Iのコンパクト・プラス・ネットワークという単語、国土交通省に定めるコンパクト・プラス・ネットワークの言葉を持ってきていらっしゃると思うんですけども、この単語は、資料中だけ見ると、ここにだけ存在している不思議な言葉に見えかねないような気もしたのですが、出来上がった計画の中では、ほかのページでもふれられているとか、見る方に、何だろうこれということのない表記になるのでしょうか。ならなければ、何かちょっとご留意くださいという意見まで、お知らせさせていただければと思います。

(出石会長)

これはよく説明をつけたっているのですけれども。

はい、どうぞ。

(青柳環境都市課長)

環境都市課の青柳です。

おっしゃるとおり、コンパクト・プラス・ネットワークにつきましては、もともと立地適性化計画の概念的なもの、考え方として、行政としてはかなり使っている言葉であるのですが、確かにほかこの計画の中には出ていないというところになります。実際立地適性化計画をつくった段階では、当然説明の中にこの言葉が入ってきますし、中にも出てくるとは思いますので、ただ、この総合計画の実施計画の中にというところかというと、確かに奇異に映るのかなというふうには今思っております。

(出石会長)

ですので、やはり一般市民が分かるものでなければいけないので、そのあたりの留意をしてください。

(青柳環境都市課長)

分かりました。

(出石会長)

ほかいかがでしょうか。

藤井委員、どうぞ。

(藤井委員)

いいですか、藤井です。

もともと何のために歩行者と自転車を優先するかというと、環境という問題ともう一つは高齢者、特に逗子の場合は高齢になってもマイカーを運転しないと過ごせないようなまちにしたいから、歩いて過ごせるようなまちづくりをしたいということだったと思うんですけれども、調書のほうで、調書2の152・153のところ、高齢者や障がいのある人などが円滑かつというのを一切外されてしまっているんで、高齢者が車を手放しても生活できるまちづくりのための取組なんだということがちょっと分かりにくくなっているんです。

特に導入のところも、自動車の交通事故を少なくするためには、解決するためにはみたいな命題になってしまっているんで、環境負荷を低減というのは一つありますけれども、高齢者がそういうコンパクトシティ的な歩いて過ごせる、最後まで車を運転しないと過ごせないようなまちにはしないということが伝わるような何か導入にしてほしいなと思ったんです。それと言うと、高齢者の免許返納率みたいなものとかがどこかにふれられていてもいいのかなというようなことも思いました。

以上です。

(出石会長)

では、市のほうから、環境都市課長。

(青柳環境都市課長)

環境都市課、青柳です。

おっしゃるとおり、今まで歩行者、自転車の話というところでは取り組んできた部分とは若干趣が変わってきているというところはございます。おっしゃられたように、高齢者が安心して外出できたりというところでいうと、当然その辺の観点は必要ですけども、実際現段階で指標的なものがなかなかできていないというのがありますので、表現しにくかったというのがあります。

ちなみに、高齢者というか、免許の返納率についても調べたことはあるのですが、年齢の統計を警察のほうで取っていないというのがあるので、概数というのは分かるんですけども、なかなか何歳以上の方が返納したというところがなかなか分からないというのがありましたので、その辺のところを情報としては持っているんですが、なかなかこの中で表現できていないというところもございます。

(出石会長)

特に質問にあった最初のほうの高齢者が車じゃなくて暮らしていけるというような視点がなくなったのではないかという話は。

記述の追記のようなことはできないかという質問がありました。

(青柳環境都市課長)

文中の表現としては入れているつもりです。すみません。

(出石会長)

それはどこですか。本文の4行目ぐらいのところ。

(青柳環境都市課長)

そうですね、本文の3行目、4行目あたりですかね。

(藤井委員)

そうなんですよね。ここに出てくるより、最初のリードの頭のほうにもふれられていたほうがいいなと思った感じです。

(仁科経営企画部次長)

これはリードじゃなくて基本構想の再掲です。

(出石会長)

これは基本構想か。

(藤井委員)

そうなんですね。

(出石会長)

では、基本構想の話はまたさらに再考になることもあるので、これはちょっと置いておいてもらって、本文というのは、だから、このところの今後のさらなる高齢化を見据えた云々あたりで読み込めるのではないかという市側の答えですが。

よろしいですか。

(藤井委員)

はい。

(出石会長)

三原委員、どうぞ。

(三原委員)

16ページですけれども、16ページ、事業説明の下から2つ目、地域主体によるコミュニティバス等の運行に向けた支援をする、これは非常にいいことだと思うのですが、地域主体となっているのは何を意味しているのでしょうか。要するに、地域、我々住民自治協議会でこういうことをやろうとは思っています。それで、さっき藤井さんもおっしゃっていたけれども、小坪なんていうのは、高齢になっても車を手放せない、公共交通機関に頼るために山から下りて来なければいけない。または山を登っていかなければいけない。こういう状況下にあって、一番これが物を言うと思うのです。コミュニティバス等の運行、これが地域主体というのは、我々が計画をやって、それで行政をお願いをして、行政の支援を得てやるということなのか、それとも、五分と五分でやるのか、その辺の地域主体というのは、何となく引っかかるのですけれども。

例えば、小坪でいえば、光明寺団地、それから南ヶ丘、披露山、今亀が岡は、ミニバスが通って、すごくよくなっている。だけれども、そのほかのところは、出入口が狭いから京急バスが通れないといって、10年以上前から行政をお願いしていることがもう閉ざされている。だけれども、そういったことを今度は地域主体でやりなさい、それをやったものに対して、行政が支援するよというふうに受け取るのだけれども、この辺はいかがでしょうか。

(青柳環境都市課長)

今のご指摘ですが、これは全部説明すると、非常に長くなってしまうので、簡潔に申し上げますと、この地域主体というところについては、昨年度アーデンヒルで行いましたデマンド乗

合タクシーの実証実験がございます。それを基本的には指しているのです。その地域主体というのは、あのデマンドの実験というのは、市で1年間、実際には半年間でしたけれども、実証実験をして、その動向を見た上で、その後で、そこについては自治会なり何なり、その地域の団体でその運営主体を引き取ってもらって、それで運行してもらおうというところを考えていました。

現実には、実は沼間のアーデンヒル自治会の総会のところにいく前に、予算が計上できなかったというところで、現実止まってしまっているのですけれども、逗子のような交通事情であれば、やはり市のほうで全部コミュニティバスで回すよというのは、なかなか交通事業者との絡みというところもあって、難しいのが現実なので、地域のほうで引き取って、一定のある程度の額を負担していただくというところで回していただければ、それに対しての支援はできるのかなというところで、地域主体という言葉を使っています。ですので、その方法だけではないのですけれども、市のほうでそれを全部回していくようなシステムというのは、現段階ではちょっとこちらのほうからご提案できないというところで記入してございます。

(出石会長)

そうか、地元だものね。磯部委員、どうぞ。

(磯部副会長)

私まさにアーデンヒルの住民で、この実証実験に関わりましたがけれども、アーデンヒルは、逗子市の自治会の中で一、二を争う裕福な団体だと思うのです。このアーデンヒルにおいても、実証実験が終わった後で、これを継続するためにはどのぐらい1年間に費用負担しなくちゃいけないかということで試算したところ、70万円です。この70万円というものはもう総会にかける前で、班長会の中で、それはできないと。さらに年間の予算が250万円ぐらいのところ70万円の負担はできないということで、却下されてしまった。逗子アーデンヒルほどの豊かな団体ができないのだったら、逗子のほかの自治会のどこができるんですかと言いたく思います。

(出石会長)

三原委員、どうぞ。

(三原委員)

今課長がおっしゃったアーデンヒルのオンデマンド、これは磯部さんの話によると、70万円を負担するということが非常に問題がある。そうすると、ほかでも同じ話が出てきます。そうすると、沼間を例にとってそういうことをやっていこう、その形でやっていこうとすると、

これは断念せざるを得なくなる形になる。そこで、ここだけじゃないけれども、ほかのところでも公共交通機関を使ってというのが結構出ているわけですよ。文言として。我々は、この間もちっと市長とも話をしたのですが、山から下りて来て、また山に上る。何も小坪の山のところから逗子市の駅まで来てくださいじゃなくていいんですよ。もう最終的にはバス停まで行ける道を確保したい。そういうこともいろいろ考えて、だから、地域主体というのは、今の課長のお答えだと、そんなに予算できないから、地域で持ってもらいたいから地域主体だというふうに私は受け取った。だけれども、そうじゃなくて、地域がこういうことをやってもらいたい、こういうことでどうだろうといったときに、それを真摯に行政が受け止めて、こういう方法でやろうか、ああいう方法でやろうかとお互いに案を出して、今の磯部さんの話で、70万円という話が出るのかもしれないけれども、それじゃやっていけないよといったとき、どうするのか。ここまでが非常に大事な話で、それでない、高齢者がどんどん離れていきますよ。

例えばアーデンヒルだって、披露山にしたって、今は披露山の中で見ると、黒羽さんはご存じだろうけれども、80過ぎ、90過ぎのおばあさん、おじいさんがベンツを走り回しているからね。それはもうやむを得ずですよ。ベンツを見せびらかしたいのではないんだ。そういうことを踏まえた上で、公共の交通機関でやるから、カーボンニュートラルにもなりますね、いろいろなことができますねみたいな話は、ここにあると私は思っているんで、地域主体の文言がいかなものかということをおし上げておきたい。

（出石会長）

ええと、どうでしょうか、青柳さんの……

（青柳環境都市課長）

ご指摘は真摯に受け止めたいと思います。市としてこの辺責任あるところだと思っておりますので、先ほど磯部さんがおっしゃったように、実際自治会の負担が70万円になるようなものを市が考えて、自治会に押しつけるような形に結果としてなってしまったというところについては、こちらとしても非常に反省するところであります。

実際こちらで試算した中では、20万円ぐらいかなというふうに最初思ったので、いろいろな条件が重なりまして、かなり高くなってしまったというところがありますので、そのやり方をそのままということではなくて、そのやり方の改善したバージョンも含めて、やり方を考えていきたいと思っております。

（三原委員）

だから、我々も計画を出すから、一緒になって何が一番いいのということを考えていただき

たい。これが地域主体になると、これに捉われるので、ここのところをよくご理解いただきたい。

（青柳環境都市課長）

承知しました。

（出石会長）

ここは、総合計画の具体的な取組の担当はこれからそれぞれやっていくことなのだけれども、確かに三原委員が言われるように、こういう読み方だと地域がやることに対して行政が支援すると読めるし、一方で、書き方を大きく変えてしまうと、市が必ずやるととられても困るわけです。それはもうしょうがない。なので、書き方をちょっと工夫して、要は、市と地域が連携して、こういうコミュニティバスの運行に向けた取組を進める、そういう形を考えてもらった方がいいのではないですかね。実際には支援になるだろうけれども、ここはこれだと確かに丸投げのようになりますね。地域側が動いて初めてやるという意味に取れますから、趣旨は多分市側も、当事者も、言っていることはそんなに変わらないと思うのです。ただ、費用が高ければ地元ではできないし、一方で市は全部出してはくれないし、そんな中で協力し合ってやるということが、計画段階では、もしかしたら玉虫色という言葉になるかもしれないけれども、ある程度共用できる書き方にした上で実際の事業は取り組んで、協力していくということがいいだろうと思いますので、少し書き方を工夫してもらおうということでいいですか。

磯部委員もそれでよろしいですか。

（磯部副会長）

だから、この表現が、協力してというのなら分かるのだけれども、第一の責任が地域にあるというこれだけはどうしても受け入れられません。

（出石会長）

私も今同じことを申し上げましたので、ではそれで。

どうしましょう、3つ目の歩行者と自転車、これでよろしいですか。

（田宮委員）

1ついいですか。

（出石会長）

はい、どうぞ。

（田宮委員）

歩行者と自転車ということになっていますけれども、今自転車は、車を運転していてすごく

分かるのですけれども、とても危ないですよ。だから、まず、自転車を優先してあげるというよりも、自転車のマナーを先に考えていただきたいと思うのです。その辺のところは文言には入れなくてもいいのですけれども、頭の中に入れた実質的な計画を立ててほしいと思っています。以上。

(出石会長)

一応、15ページに入っています。自転車利用のルール、マナーが守られていない。私も実感します。よく自転車は被害者にも加害者にもなるし、少し怖いのは、逆に僕も、いけないのだけれども、自転車が邪魔で、運転していてちょっと嫌になってしまうので。一応記述もあるし、多分市のほうは理解していると思いますので。

進めていいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(出石会長)

では、4つ目、都市機能の整った快適なまちです。

3項目ありますが、いかがでしょうか。

佐藤英夫委員、どうぞ。

(佐藤英夫委員)

18ページのK P Iで、J R東逗子駅前の活用ですけれども、これは以前に計画にもあって、頓挫したと思うのです。たしかそのとき私が聞いたのは、土地の所有者か何かの許可が出ないか、あるいは市がこの土地を買うとか買わないとか、何かそういうようなことがあって頓挫したけれども、それは解決したのでしょうかというのが質問です。

(仁科経営企画部次長)

事務局ですが、所管の企画課としてお答えいたします。

頓挫というのがちょっとどのことをおっしゃっているのか、10年以上前の頓挫の話なのかどうか分からないのですが。現在東逗子駅前用地の活用につきまして、今年度基本構想を策定し、来年度基本計画、その後基本設計、実施設計と計画を進めてまいりまして、令和9年度の供用を目指して検討を進めておる状態です。

以上です。

(佐藤英夫委員)

たしか2年ぐらい前に、一遍この総合計画審議会で行っていると思うのですが、そのときの説明は、土地の所有者か何か了解を得られなかったのでやめたというふうに聞いたのですが。

(仁科経営企画部次長)

引き続き企画課です。

この事業につきましては、これまでも前期実施計画に載っておりましたので、進行管理部会でご審議いただいていたところだと思います。今ご指摘なのは、隣接する民有地との一体的な活用を図っておりましたが、その点につきましては、合意が得られませんでしたので、現在土地開発公社が所有しております用地、その部分につきまして活用を図る予定でございます。

以上です。

(佐藤英夫委員)

つまり使えるところがもう決まっているので、そこでの開発をやるということですね。

(仁科経営企画部次長)

さようでございます。

(佐藤英夫委員)

使える部分でやるということですね。

(仁科経営企画部次長)

さようでございます。

(佐藤英夫委員)

分かりました。ありがとうございます。

(出石会長)

では、佐藤成人委員。

(佐藤成人委員)

ありがとうございます。早めにいきましょう。失礼します。

同じ項目ですけれども、こちらも4-1の1です。

資料の21、18ページですが、主な取り組みとして、公共施設マネジメントの推進という項目が一番下のところに書いてあります。ここの事業説明があって、行財政改革基本方針において云々、以下続くわけですが、これは、もし可能であればご検討くださいという点で申し上げますと、ここの項目、読むのはもう時間の関係上、差し控えますけれども、ほかの項目に比べてちょっと抽象的な度合いが高いのではないのかなと。ほかの項目だと、こういうことをしますみたいな感じで書いてあることが多いのに対して、ここの公共施設マネジメントの推進という取組の事業説明は、ちょっと抽象度高そうだと。どちらかというと、具体的施策の下にくる概要文みたいな印象を受けるのですが、これでよければ、素人でこれ以上は分からない

というのが正直のところですけども。この記載で事業説明としてよいのかご検討くださいというところなので、回答は別に私は要らないですけども、回答をいただいたほうがいいのか、仕組み的に。

(出石会長)

どうでしょうか、回答しますか。

はい、どうぞ。

(西海総務課長)

総務課の西海と申します。

公共施設マネジメントのこちらの取組ですけども、例えば、どこか1つの施設であれば、かなり具体的なことが書けるのではないかと思いますのですが、今回対象としているのが、市内の61施設を対象としておりますので、全体的なマネジメントの取組のやり方ということを書いてございますので、どうしてもちょっと抽象的になってしまうところがありますが、基本的にはこのやり方で進めさせていただきたいなと思っております。

(出石会長)

これは何でそういうふうに見えてしまうかという、まず、普通こうなるのが多いです。長いでしょう。それで何個も言いたいことがあるのです。検討を進めとか、長寿命化を図るとか、転用を進めると、全部一文に書いてあるからです。少なくともこれは3つぐらいに分けられるものです。そういう書き方をしないと、一番は役所言葉だよね。少し言葉は悪いですけども、総務課が書きそうな文章だと思います。

ここは単純な話、もっと分かりやすく書いてあげてください。それが具体的なかどうかはともかくとして、この書き方は少し考えてもらったほうがいいと思いますので、それは私からも申し上げておきます。

ほかいかがでしょうか。

(佐藤成人委員)

すみません、続いてよろしいでしょうか。

(出石会長)

はい、どうぞ。

(佐藤成人委員)

ありがとうございます。

今度は4-4の3、都市環境の改善という項目です。1つには、細かい話で恐縮ですけど

も、ご検討くださいまでです。

ここのK P I が累計90件というさっきと同じ話ですけれども、何か平仄を合わせられたほうがいいのではないかという話です。累計は累計、これで合っていると思うのですけれども。一応これは評価期間の話のはずなので、例えば評価期間でプラス48件とか、ほかの項目と、ここは事業を始めてからエンドのところで90件という数え方ですけれども、事務局のほうで平仄をそろえるなどされたほうがいいのかと思われました。よければ、ご検討ください。

もう1点につきましては、どちらかというと質問ですが、個別の事業、取組を見ていると、いろいろ取組がある中で、今回新規に追加した崖崩れの防災対策など、これの件数をK P I としていると。表面上見ると、先ほどのほかの項目と同じで、1事業がK P I になっているようには思えるのですが、ただ、ほかの取組について公益性が高いとか、あとは事前に長期間の資金とか。計画というのは、あらかじめ定めているような計画が多いうに素人目には思われまして、このぐらいしか評価として、K P I として置けるようなものがなかったのかというところを伺えればと思います。

(出石会長)

では、今の22ページのK P I の数値の意味、42、90、このあたりの意味と、それから、このK P I を立てた、考え方はあるのだけれども、ほかに立てられるものがなかったのか。

都市整備課長。

(津田都市整備課長)

都市整備課の津田です。よろしくお願いします。

ご指摘のとおり、様々な事業がありまして、広域的に取り組む事業が多い中で、先ほど緑地の安全対策のときに、公有地だけの安全対策の取組という話があった中で、唯一市が支援できる民有地のがけ地対策というところが防災工事費助成の事業に当てはまる場所です。今後のがけ地対策の課題としての民有地の安全対策、民有地のがけ地の安全対策の取組というところで重きを置いているというところで当該事業をK P I に使わせていただきました。

(出石会長)

あと、この90というのは42に積み上がっていると……

(津田都市整備課長)

そうですね。先ほどのご指摘のとおり、ここは事務局と相談しまして合わせていきたいと思っています。

(出石会長)

よろしいですか。

(佐藤成人委員)

ありがとうございました。

(出石会長)

ほかいかがでしょうか。

磯部委員、どうぞ。

(磯部副会長)

先ほどの倒木、民有地に関してがここでふれられているのであれば、倒木というのをどこかに書いていただきたいと思います。

(出石会長)

都市整備課長。

(津田都市整備課長)

都市整備課、津田です。

磯部さんご指摘のとおり、倒木という表現も大事な部分ですので、防災助成の助成支援の中には危険木の倒木を防止する伐採というのが支援の中の1つに入っていますので、防災助成の中の事業説明の中に加えてもいいかなというふうに思っております。

(出石会長)

では、それは対応していただくということで。

(磯部副会長)

よろしくお願いします。

(出石会長)

ほかよろしいですか。

8時過ぎてしまったのですが、あと1つ残っているけれども、やっていいですか。

(「はい」の声あり)

(出石会長)

すみません、進行がうまくいなくて、時間が過ぎてしまいましたが、最後5番の地域資源を生かした個性豊かなにぎわいのあるまちです。

6個あるのですが、全体を通しての点、どうでしょうか。

どうぞ、佐藤委員。

(佐藤成人委員)

何度もすみません。4－5の1です。逗子海岸保全活用事業の推進というところで、K P Iが、海水浴客数が40万人になっている。1つは質問で1つは意見ということで、質問なんです、念のための確認です。海水浴客数のカウントは海水浴場開催期間の夏季の海水浴客数ということでしょうか。

（黒羽経済観光課長）

経済観光課、黒羽です。

そのとおりです。

（佐藤成人委員）

ありがとうございます。

その上で、意見というところですが、この項目、毎年の進行管理部会では、必ずいろいろな意見が出てかなりもめるところで、私自身もこの40万人という数字で本当にいいのかというのは、改めて強く申し上げたいと思います。なぜかといいますと、1つに、にぎわいのあるまちということは書いてあるのですけれども、取組の方向性としては、基本的にはバランスを取って豊かなまちにしていこうというような要旨が書かれているかと思います。ただ、これが例えば20万人、30万人の年のときでも、風紀が乱れているとか、人が多過ぎて困るとか、ここにいる方々もそういったご意見を言われたことがある方がいると思うけれども、果たしてこれが安全で快適な海水浴場の運営という水準なのかどうかというのは、毎年議論になっています。コロナになってから、お客様が大分減ったので、戻るといいよね、残念だったねみたいな振り返りで毎年終わっていたけれども、世の中がだんだん落ち着いて、戻ったときに、これで本当にいいのかというのは、何度も言います。強くご検討いただきたいと思います。

ほかの具体的施策を見ると、例えば夏、夏以外の冬、秋の海岸の活用、マリンスポーツ、マリンスポーツは、サーファーとか、サップとか、いろいろな方がいて、逗子海岸は特にそういう事業者さんも多いので、夏の海水浴客以外にも海を活用しに来る観光客というのは非常に多い土地柄であるということからすると、どうやって評価数を取るのかという難しい問題があるのは承知はしているけれども、それだけではなく、観光客数の中から含めて、これがにぎわいのある、あとは安全で安心してきて楽しく過ごせる海岸であるかどうか、そういったK P Iにしていきたいというふうに考えます。

（黒羽経済観光課長）

経済観光課です。

40万人にしたというのが、今まで40万人であったというところもあるのですが、全体の逗

子市の観光客の入込み客数というのがあるけれども、それに比して海水浴場の観光客数というのは大きな割合を占めている。にぎわいのあるまちというところの中で、観光という意味合いで考えていった場合、海水浴場はかなり大きな割合を占めている中で、大きな数値をとっているということで、こちらのほうにさせていただいているような形になっております。

佐藤委員が言われているように、確かに安全で安心なというところになってくると、何が正しい数値なのかというところがすごく難しいのと、あと、何か施策をして、それに対してどういう結果だったというところになるのがK P Iとして取りやすいのか、取れるのかという話になってくると、ちょっと難しいかなとは思っているのですが。

(佐藤成人委員)

ありがとうございます。

(出石会長)

難しいから違うK P Iにしたほうがいいのではないかという議論もあるのですが、ただ一方で、私からも申し上げると、逗子は海水浴場の条例をつくっていて、過去に殺人事件があったりして、それによってある意味適正利用、それを図ろうとしている市です。そうした上で、一方で、関係人口を増やしていくというのは大きな市の目標でもあるから、確かに40万人が妥当かどうかはまた……、過去の最高ということなのかな。

(黒羽経済観光課長)

最低です。

(出石会長)

過去の最低だと。その中から出してくるに当たって……、とにかくその数字が多いから風紀が乱れるということではないと思うので。そのあたりが、僕は逗子はえらいと思うのは、当時条例をつくっているから、それをしっかり運用していくということも大事だと思いますから、これが全面否定でもないし、全面肯定でもないけれども、今の佐藤委員の意見も踏まえて、また一応確認はしてくださいでいいですか。

ほかいかがでしょうか。

田宮委員、どうぞ。

(田宮委員)

一応海水浴、あるいは海岸をある程度ポイントに絞っていると思うのですが、山のほうの沼間の人間ですとか、池子の人間はほとんど行きません。ということは、市全体の市民は全部が利用しているわけじゃないです。観光客だけが、それで、なおかつこの逗子の海岸は、家族が

安心してというたい文句になっていますが、そうすると、変な人たちがいっぱい来てもいいというような受入れの態勢を取りそうな感じがしてしまうので、むしろ、市民が安心してちゃんと海水浴に行けて、そういう海水浴場が魅力的だからほかからも来るんだという考え方で進めていただきたいなという気がします。

（出石会長）

25ページの本文というのかな、具体的施策の下に書いてあるのです。今おっしゃられたような指摘が、治安、風紀の乱れ云々、それで、安全で快適な海水浴場の開設に努める。言うならばそれは、市民がというような表現を加えるとか、そのあたり少し検討はしてみてください。

（黒羽経済観光課長）

はい、分かりました。

（出石会長）

ほかいかがでしょうか。

観光以外もあります。商工業とか、漁業とかありますが。あとは創業支援。結構この項目、多岐にわたるのですね。

どうでしょうか。

取りあえず、今出なければ、毎度のことですが、特に重点的に上から順番にやっていくと。やはり消耗して思考力が落ちることもあるので、また気がついたら意見をもらう形でいいですか。

（仁科経営企画部次長）

はい。

（出石会長）

意見をもらって、最終的には反映というか、市のほうで検討、俎上にのせてもらう形にしますから、もし今日の部分で言い足りない方等があったら、市のほうに意見をまた出していただくという形にしたいというふうに思います。

3節、4節、全体を通して、取りあえず今言い残したという点はありませんか。

よろしいですか。

それでは、10分ちょっと超過してしまいましたが、次第の3、4は以上とします。

では、事務局から何かありますでしょうか。

（仁科経営企画部次長）

長時間にわたりまして、ご審議いただきましてありがとうございました。

次回は、10月13日、来週木曜日午後6時から予定しています。今度は2節と5節を審議する予定となっています。

資料につきましては、9月半ばに既にご送付させていただいているところかと思います。

先ほど会長からお話しありましたように、本日ご審議いただいた部分につきまして、追加のご意見等ございましたら、また出していただくよう、こちらから期日をご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議につきまして、また会議録を作成いたしまして、皆様にご確認いただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

(出石会長)

それでは、これをもちまして、本日の審議会は終了としたいと思います。

皆さん、どうも長時間お疲れさまでした。ありがとうございました。